

# 住居確保給付金の変更のご案内

【令和3年1月から】

## 1、支給期間が延長されます

これまで一定の条件を満たすことにより、9か月まで延長することが可能でしたが、令和2年度中に新規申請をした方に限り、最長12か月まで延長が可能になりました。

## 2、求職活動要件が変更になります

令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特例として、求職活動要件が緩和されていましたが、令和3年1月からは、下記の求職活動が受給の要件となります。

(要件が満たされない場合は、支給を中止することになりますので、ご注意ください。)

### ●「離職・廃業」の方／再々延長申請の方(申請理由問わず)

(受給期間:1~9か月)

(受給期間:10~12か月)

- ①ハローワークに求職申込をする
- ②月に1回以上、唐津市生活自立支援センターとの面談をする
- ③月に2回以上、ハローワークへ職業相談等をする
- ④週に1回以上、企業等への応募・面接へ行く

### ●「休職等による減収」の方

(受給期間:1~9か月)

- ①月に1回以上、唐津市生活自立支援センターとの面談をする
- ②生活再建への支援プランに沿った活動をする

## 3、再々延長申請時の資産要件が追加されました

再々延長を申請する方の世帯全員の所有する金融資産の合計額は、基準額×3の金額以下であることとし、50万円を上限とします。

【お問い合わせ先】

\*唐津市生活自立支援センター(唐津市役所内東別館2階) ☎58-8620

\*唐津市保健福祉部生活保護課(唐津市役所内東別館2階) ☎72-9153